

南部広域市町村圏事務組合 事務の共同処理に関する調査検討業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務の対象となる豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町（以下「関係市町」という。）は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査等に関する事務を複数の法令等を基本に関係市町それぞれが定める基本方針や基準等に基づき定例的かつ定型的な事務処理にあたっているが、当該事務については、専門職員等の確保・配置や効率的な事務処理とあわせて、事務の平準化・公平性を確保するためにも広域的な事務処理が求められている。

本業務は、こうした状況を踏まえ、当該事務処理の現状と課題の整理や共同処理によるメリット・デメリットの分析等について調査検討し、あわせて、関係市町間による課題共有と事務の共同処理に向けた機運の醸成を図り、その可能性を一層高めることを目的とし、公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定（以下「本プロポーザル」という。）を行うものである。

2 応募条件

本業務は、沖縄県市町村広域連携支援事業交付金の交付決定が不採択となった場合は実施の効力を失う場合がある。なお、応募にあたって発生した費用等についても南部広域市町村圏事務組合がこれを負担することはない。本応募に申し込む場合は、必ずその点を了承した上で申し込むこと。

3 業務概要

- (1) 業務名：事務の共同処理に関する調査検討業務
- (2) 業務内容：別紙「事務の共同処理に関する調査検討業務委託仕様書」参照

4 事務局（問い合わせ・書類提出先）

南部広域市町村圏事務組合 総務振興課 担当：総務係
〒900-0029 沖縄県那覇市旭町 116 番地 37（自治会館 6 階）
TEL：098-963-8213 FAX：098-860-6020 E-mail：izumi@okinawa-nanbu.jp

5 予算規模

予算額 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 履行期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 1 月 31 日まで

7 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (3) 公共団体から競争入札参加有資格者指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、また破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税その他税を滞納していないものであること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (7) その他法令等に違反していないこと。また違反する恐れがないこと。

8 スケジュール（予定）

内 容	日 程
①公告（実施要領等）	令和3年6月8日（火）
②質問書の提出期限	令和3年6月11日（金）
③質問に対する回答	令和3年6月11日（金）以降
④参加申込書の提出期限	令和3年6月16日（水）
⑤企画提案書等の提出期限	令和3年6月21日（月）
⑥プレゼンテーション審査	令和3年6月25日（金）
⑦審査結果の通知	令和3年6月28日（月）
⑧契約締結	令和3年6月29日（火）以降

9 質問書の提出及び回答

- (1) 提出方法：質問書（様式第4号）により電子メールで提出すること。
※他の方法による質問には一切応じないものとする。
- (2) 提出期限：令和3年6月11日（金）17:00まで
- (3) 回答の期限及び方法
質問に対する回答は、令和3年6月11日（金）以降に質問のあった事業者に対して電子メールにて回答する。

10 参加申込み

本業務に係る企画提案について参加を希望する事業者は、郵送（必着）又は直接持参により下記の書類を各1部提出すること。

- (1) プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- (2) 会社概要調書（様式第2号）
- (3) 業務実績書（様式第3号）
- (4) 提出期限：令和3年6月16日（水）17:00まで

11 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和3年6月21日（月）17:00まで
- (2) 提出方法：直接持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに必着）
- (3) 提出書類

- ① 企画提案書等届出書（様式第5号）
- ② 企画提案書（A4版：任意様式）

企画提案書に企画提案のポイントや調査分析手法等を明瞭に記載するとともに、提案者が受注することによる本組合のメリット又はアピールポイント等があれば、その旨記載すること。

- ③ 業務実施体制（任意様式）
- ④ 業務スケジュール（任意様式）

※全体の業務工程表を作成し提出すること。

- ⑤ 配置予定者調書（任意様式）

※過去5年間に技術責任者又は主たる担当者として携わった業務の概要

- ⑥ 見積書（A4版を用いた任意様式）

- ・ 予算額（消費税及び地方消費税を含む）を超えないこと。

※超えた場合は失格となるため注意のこと。

- ・ 見積金額の内訳書を添付すること。（任意様式）

※業務遂行に必要な作業項目、回数及び単価等が分かるように記載すること。

- ⑦ 添付書類

- ・ 配置予定技術者の資格証等の写し
- ・ 参加申込事業者と3ヶ月以上の雇用関係を証明できる書類（被保険者証等の写し）
- ・ 税の未納分がないことを証明できる書類（納税証明書の写し）

- (4) 提出部数

- ・ ①～⑥の書類を1つに綴じ8部（正本1部・副本7部）
- ・ ⑦1部

- (5) 留意事項

- ① 企画提案書には用紙下部にページを付すること。
- ② 企画提案書は正確かつ簡潔な内容とし、提出が求められていない資料を添付する場合は過大なものにはならないよう留意すること。また、審査項目について記載箇所を明示するなど工夫を求めることとする。
- ③ 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。また、提出書類の差替、修正、追加等は誤植を除き認めない。ただし、本組合の判断で補足資料の提出を求めることができる。

12 参加辞退届

参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）

を郵送又は直接持参すること。なお、郵送の場合は、参加辞退届を提出した旨を事務局まで電話又は電子メールで連絡すること。

13 審査方法等

(1) 審査方法

本組合職員で構成する「事務の共同処理に関する調査検討業務プロポーザル審査委員会」による企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査とする。

(2) 選定方法

事務の共同処理に関する調査検討業務プロポーザル審査委員会の各委員が次に掲げる審査項目及び評価基準に基づき企画提案書等の書類審査及びプレゼンテーション審査により総合的に採点し、その合計点数が最も高い参加事業者を契約候補者として選定する。

なお、参加事業者が1事業者の場合においても上記の方法により審査を実施するものとし、その場合は、審査項目すべての評価基準を満たしていなければ契約候補者として認めないものとする。

事務の共同処理に関する調査検討業務の審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準
①業務遂行体制	本業務の趣旨を十分理解し、業務を円滑に遂行するための十分な知識と連絡調整等が速やかに行える実施体制に加えて、技術者や担当者など充実した人員配置であるか。
②基礎調査の実施	仕様書の内容を反映し、専門的知識や実績等を活かした提案で、その手法は効率的かつ適切であるか。
③共同処理のメリット・デメリットの分析	基礎調査を踏まえ、専門的知識や実績等を活かした提案で、その手法は適切かつ有効であるか。
④分析結果等の整理	分析結果等を踏まえ、専門的知識や実績等を活かした提案で、その手法は適切かつ有効であるか。
⑤検討委員会の運営支援	本業務の趣旨を十分理解し、運営支援は十分であるか。
⑥調査検討結果の取りまとめ	専門的知識や実績等を活かした作成手法に優れ、内容構成等に期待できるか。
⑦業務工程(スケジュール)	業務スケジュールは無理なく妥当であるか。

(3) プレゼンテーション審査

- ① 実施日：令和3年6月25日（金）15:00（場所：自治会館内会議室）【予定】
- ② 使用機材：プロジェクター及びスクリーンは本組合にて用意する。
- ③ 時間配分：プレゼンテーション（20分間）／質疑応答（10分間）

(4) 審査結果

全ての参加事業者に対し、令和3年6月28日(月)までに文書で通知するものとする。
なお、審査委員会は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

14 契約の締結

- (1) 本プロポーザルの契約候補者に選定された参加事業者は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本に本組合と協議し、協議が整った時点で随意契約により契約を締結する。
- (2) 企画提案書等に記載された項目については、原則契約する際の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため必要な場合においては、協議の上、内容を変更することができる。
- (3) 上記(1)・(2)により、予算額を超えない範囲内で契約予定金額の調整を行うことがある。
- (4) 契約候補者が契約を辞退又その他の理由により契約の締結が出来なくなった場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。
- (5) 契約締結の時期は、令和3年6月29日(火)以降とする。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 上記(1)～(4)に定めるもののほか提案にあたり著しく信義に反する行為など失格とすることが適当であると認めた場合

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権及び利用権については、本組合に帰属するものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルの審査目的以外には使用しない。
- (5) 審査経過や審査結果へのいかなる問い合わせには応じない。
- (6) 企画提案書等の提出を辞退した場合、これを理由にして不利益な取り扱いを受けることはない。
- (7) 本実施要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。